



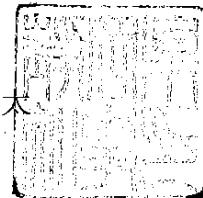
環生第176号

平成26年7月25日

都市計画決定権者 藤枝市

上記代表者 藤枝市長 北村 正平 様

静岡県知事 川勝 平太



「志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書」に関する意見について

平成26年3月10日付け藤ク第10号で送付された標記方法書に対し、静岡県環境影響評価条例第14条第1項に基づき環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

担当 くらし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2268
FAX番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る
環境影響評価方法書」に関する意見について

平成 26 年 7 月

静岡県

はじめに

志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業は、現在稼働中の「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」に替わる機能を集約した基幹的な新施設として、藤枝市と焼津市で組織する一部事務組合である志太広域事務組合が整備計画を進めている。

施設規模は、処理能力 230t/日(115t/日×2炉)(稼動目標年度である平成32年度における燃やすごみ処理計画量)としている。

事業予定地は、藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学藤枝フィールドの一部及びその周辺の概ね2.5ヘクタールである。当該地は、潮山(標高204m)を中心とした小起伏山地の北東縁にあたり、北側で高田大溝川、朝比奈川に接している。周辺には住宅が点在する水田や畑等の農用地が拡がり、潮山を挟んだ西側を流れる藪田川周辺は、県版レッドデータブックにおいて「今守りたい大切な自然」10箇所の一つとして記載されている。

都市計画決定権者である藤枝市及び事業者である志太広域事務組合は、この知事意見で述べた意見や調査によって得られた知見、専門家等からの意見、情報を十分に勘案し、当該施設による環境影響をできる限り低減するよう配慮していただきたい。

全般的事項

- (1) 環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が生じた場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 住民や地元関係機関等に事業について十分に理解されるよう、準備書の縦覧場所や説明会の開催場所、回数、日時について配慮するとともに周知を図ること。
- (3) ごみ収集車の搬入・搬出ルート及び台数の見込みにより、大気環境及び地域交通への影響が及ぶおそれのある地域において、調査地点の追加等を検討し、予測・評価結果について準備書に記載すること。
- (4) 事後調査に関しては、事後調査計画に基づき実施する調査及び事業実施や施設の維持管理に必要なモニタリングについて、調査項目、時期及び期間等できる限り詳細に準備書に記載すること。

個別事項

1 大気環境

(1) 大気汚染

ア 微小粒子状物質(PM2.5)の調査において、発生源の確認を目的とした成分分析の実施を検討すること。

イ 地上気象調査において、近隣の長期に亘る気象データの活用を検討すること。

(2) 悪臭

調査回数・時期等について、1季(夏季)1日1回としているが、調査日の気象条件による影響を考慮し、地上気象調査結果を踏まえた季別等複数回の調査を検討すること。

2 水環境

(1) 水質汚濁

土工事等による影響の調査において、コンクリート排水に由来する「水素イオン濃度(pH)」及び肥料に由来する「硝酸性窒素及び亜硝酸窒素」の追加を検討すること。

3 土壤環境

(1) 土壤汚染

調査地点に自然に存在している有害物質の確認を目的とし、「土壤環境に係る環境基準項目」について成分分析の実施を検討すること。

4 地形及び地質

(1) 地盤沈下

ア 事業予定地周辺の既存のボーリング調査結果及び必要に応じ実施する追加のボーリング調査の結果等により、地下水利用による地盤沈下や地下水位の変化について予測・評価を行うこと。

イ 事業予定地は「静岡県地下水の採取に関する条例」の大井川適正化地域であり、地下水障害の防止や地下水の保全に取り組んでいる地域であることから、事業計画策定において積極的に雨水利用等、地下水涵養を行うこと。

5 動物・植物・生態系

(1) 動物

ア 調査地における野生生物等の保護活動に配慮し、専門家等に意見を求めた上で、調査内容、実施月及び調査人数等を調査実施計画書に具体的に記載すること。

イ 調査を実施する際は、調査対象に応じて繁殖期、産卵期及び幼若固体の成長期等を考慮し、生息環境の搅乱や調査圧がかからないよう細心の注意を払うこと。

ウ 事業予定地周辺におけるカヤネズミの生息及び営巣等について専門家に意見を求めるとともに、必要に応じて現地調査を実施すること。

(2) 植物

ア 調査について、専門家に意見を求めた上で、調査内容、実施月及び調査人数等を調査実施計画書に具体的に記載すること。

イ 「静岡県野生生物目録(2005年)」に掲載されていない種類が見つかった場合は、後日の検証のため、必ず標本を作製すること。